

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月25日
【会社名】	株式会社バルクホールディングス
【英訳名】	VLC HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石原 紀彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
【電話番号】	03-5649-2500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 五十嵐 雅人
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
【電話番号】	03-5649-2500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 五十嵐 雅人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	<p>（第3回新株予約権）</p> <p>その他の者に対する割当 12,000,000円</p> <p>新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p>1,123,200,000円</p> <p>（第4回新株予約権）</p> <p>その他の者に対する割当 290,000円</p> <p>新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額</p> <p>348,290,000円</p> <p>（注）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。</p>
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	12,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	12,000,000円
発行価格	新株予約権1個につき1,000円(新株予約権の目的である株式1株当たり10円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年7月11日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社バルクホールディングス 東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
払込期日	平成30年7月11日
割当日	平成30年7月11日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 浅草橋支店

- (注) 1. 第3回新株予約権証券(以下「本第3回新株予約権」といい、下記「2 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券) (1)募集の条件」で定義する本第4回新株予約権を以下「本第4回新株予約権」といい、本第3回新株予約権と本第4回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成30年6月25日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、当社及びマッコーリー・バンク・リミテッド(以下、「割当予定先」といいます。)との間で本新株予約権に係る買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本第3回新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 本第3回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。
5. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質	<p>1. 本第3回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本第3回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義)1,200,000株(本第3回新株予約権1個あたりの目的である株式の数は(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本第3回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社名古屋証券取引所(以下、「名古屋証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。「取引日」とは、名古屋証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、名古屋証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含む。)には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、欄外注記7に定める本第3回新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 行使価額は463円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。)(以下、「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5. 割当株式数の上限 1,200,000株(本有価証券届出書提出日現在の当社発行済普通株式総数7,494,000株に対する割合は、16.01%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6. 本第3回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本第3回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 本第3回新株予約権の発行価額の総額12,000,000円に下限行使価額である463円で本第3回新株予約権が全部行使された場合の555,600,000円を合算した金額。</p> <p>7. 当社の請求による本第3回新株予約権の取得 本第3回新株予約権には、当社の決定により、本第3回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。)</p>
新株予約権の目的となる 株式の種類	株式会社パルクホールディングス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 本第3回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式1,200,000株(本第3回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本第3回新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本第3回新株予約権を有する者(以下、「本第3回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額各本第3回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本第3回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、当初926円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 本第3項(2)を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。「取引日」とは、名古屋証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、名古屋証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外注7.(1)に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。</p> <p>(2) 行使価額は463円(但し、本欄第4項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本第3回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第3回新株予約権の行使請求をした本第3回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第3回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第3回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,123,200,000円</p> <p>(注) 全ての本第3回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本第3回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第3回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第3回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本第3回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本第3回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成30年7月12日から平成32年7月10日までの期間とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 浅草橋支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>本第3回新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本第3回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本第3回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本第3回新株予約権1個当たり1,000円の価額で、本第3回新株予約権者（当社を除く。）の保有する本第3回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。本第3回新株予約権の発行要項（以下「本第3回新株予約権発行要項」という。）の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本第3回新株予約権者に対する本第3回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本第3回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は名古屋証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされた場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本第3回新株予約権1個当たり1,000円の価額で、本第3回新株予約権者（当社を除く。）の保有する本第3回新株予約権の全部を取得する。本第3回新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本第3回新株予約権者に対する本第3回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本第3回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する本買取契約書において、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 募集の目的及び理由

当社グループは、情報セキュリティ規格・サイバーセキュリティ関連等のサービスを提供するコンサルティング事業とマーケティングリサーチ・セールスプロモーション・広告代理等のサービスを提供するマーケティング事業をコア事業として位置付けております。

当社グループのコア事業を取り巻く環境として、情報セキュリティ分野において、各国企業・政府のセキュリティ全般にかかる技術力・対応力向上が喫緊の課題となっております。そのなかでもサイバーアタック・サイバークライムは世界的規模で加速度的に拡大し、日本における被害も深刻化していることから、特にサイバーセキュリティ分野について、市場の急激な拡大を見込んでおります。また、サイバー空間には国境がないため、世界レベルでの情報収集と技術対応が求められております。マーケティング分野においても、ビックデータを背景とし、かつその解析手段としてAI等の活用が進むなかで、新たな事業機会の可能性が顕在化してきており、情報収集及びデータマイニングにかかる技術力、並びにクライアントへの提案力の強化の重要性が高まっております。

このような事業機会を取り込み、当社グループの高い成長に結びつけるためには、既存事業強化のための追加リソース配分（人材確保、設備投資）のみでは不十分であり、特に資本・業務提携やM&A等を活用した最先端の情報、技術力及びノウハウの獲得並びに新規事業開発が不可欠と認識しております。

そのため、当社グループは、平成29年6月に始動した新経営体制のもと、より高い成長の実現による株主価値の最大化を目指し、主にサイバーセキュリティ分野及びマーケティングリサーチ分野における最先端の情報、技術力及びノウハウ等を獲得するため、資本提携、業務提携及びM&A等の推進・模索並びに市場調査等の先行投資を積極的に実施しております。

なお、成長分野への積極的な先行投資を実施したこと、及び経営資源の選択と集中により平成29年3月期において住宅関連事業を営んでいた連結子会社を売却したこと等により、平成30年3月期の連結売上高は1,008百万円（前期比41.1%減）、連結営業利益は15百万円（同39.9%減）となりました。

この先行投資の具体的な取り組みとして、当社は、サイバーセキュリティトレーニングサービス等のサイバーセキュリティ分野における共同事業を行うことについて、イスラエルの同分野におけるリーディングカンパニーであるCyber Gym Control Ltd.社（以下、「サイバージム社」といいます。）との間で、平成29年11月9日付で基本合意し、同12月22日付で独占的ライセンス契約を締結しました。その後、本共同事業のために平成30年1月31日付でサイバージム社との共同事業会社として、米国に当社子会社Strategic

Cyber Holdings LLC(以下、「SCH」といいます。)を設立し、各種サイバーセキュリティトレーニングアリーナの運営準備やマーケティング活動を共同で推進しております。本共同事業の遂行において、平成30年6月25日付「(開示事項の経過)CyberGym Control Ltd.との共同事業に係る追加ファイナンスの状況に関するお知らせ」に記載のとおり、SCHが米国NY州に開設するサイバーセキュリティトレーニング施設(コマーシャルアリーナ)一式の購入資金の一部、及び新設会社であるSCHにおいて事業基盤が確立され、安定的に収益を獲得できるようになるまでの運転資金として、当社はSCHに対して出資及び融資による資金支援を行う予定です。

マーケティング分野においては、平成29年10月に、当社は次世代ガスセンサーメーカーである米国AerNos, Inc.社に対して、同社技術の将来性を踏まえて投資を行うとともに、重点戦略分野における同社との連携を期待し出資しておりますが、引き続き事業シナジーが見込める企業への出資及びM&Aを積極的に進めていく方針であります。

なお、中長期的な業績と企業価値の向上を目指し、引き続き積極的な先行投資を行う予定であること、SCHの事業が新規サービスによるものであること等から、今後の業績を的確に予想することが困難な状況であり、2018年5月14日に公表した2019年3月期の連結業績見通しについては、売上高を1,387百万円~1,254百万円、営業利益を70百万円~31百万円としてレンジ形式で想定しております。

このような状況において、重点戦略分野であるサイバーセキュリティ分野及びマーケティング分野への取り組みを実現し、かつ、当社グループの各事業を強力に推進し、さらなる経営管理体制の強化を図るためには、重点戦略分野における事業拡大に向けたサイバーセキュリティに特化したエンジニアやデータサイエンティストの確保・育成、その他新規事業の開発・推進、既存事業の拡大、グループ会社の増加、グローバル展開等に対応し得る高度な専門知識かつ豊富な経験を有する優秀な人材の確保・育成も急務であると考えております。

以上のような現在の資金需要及びこれらの取り組みに迅速に対応するため、機動的かつ株主の利益に十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、本新株予約権の発行を決定いたしました。

なお、当社は本新株予約権の発行と同時に割当予定先に対して、一定の前提条件の充足を条件として、2億5千万円の無担保普通社債(以下、「本社債」といいます。)を発行することを決議しております。

(2) 資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。また、上記「(1) 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本新株予約権の発行と同時に、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対して本社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達する仕組みとなっており、株価への影響に配慮しつつ、当社の資金需要に迅速に対応することを目指しております。

対象株式数を1,200,000株とし、行使期間を2年間とする行使価額修正条項付新株予約権である本第3回新株予約権

対象株式数を290,000株とし、当初は行使価額が固定され、2年間の行使期間中、当社の判断で行使価額修正条項付新株予約権に仕組みを変更することができる行使価額修正選択権付きの新株予約権である本第4回新株予約権

本新株予約権と同時に発行され、額面総額2億5千万円、満期までの期間を1年間とする私募無担保普通社債である本社債

本新株予約権及び本社債の概要は以下のとおりです。

本新株予約権

本第3回新株予約権の当初行使価額は、本発行決議日の前取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値926円とし、平成30年7月12日以降、上記「1 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合は、その直前の終値。以下このにおいて同じ。)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額。以下このにおいて同じ。)に修正されます。下限行使額は、本発行決議日の前取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値926円の50%である463円となります。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とします。

本第4回新株予約権の行使価額は当初固定(本発行決議の前営業日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値926円の129.59%である1,200円)されていますが、当社は、平成30年7月12日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本第4回新株予約権者に通知するものとします。当該通知が行われた日の翌取引日以降、下記「2 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されます。下限行使価額

は本発行決議日の前取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値926円の50%である463円となります。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。本第4回新株予約権については、本第3回新株予約権と異なり、当初行使価額を上方に設定するとともに行使価額の修正選択権を当社が保有することで、既存株主の持分の希薄化により配慮しつつ、行使価額を下回って株価が推移している状態であっても、緊急又は機動的な資金需要への対応が可能な設計としております。

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり、払込金額と同額(第3回新株予約権については1,000円、第4回新株予約権については100円)で、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」といい、当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行います。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166第2項に定める重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しません。

本新株予約権を修正条項付きとしたのは、行使価額を固定とした場合、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となる可能性があるためです。また、当初行使価額と行使価額の修正条件が異なる2つの新株予約権を発行する理由は、当社の資金需要や市場環境等を勘案し、より柔軟かつ機動的に資金調達を行うとともに、既存株主の持分の希薄化への影響に配慮しながら自己資本を増強することを可能とするためです。

本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は1,490,000株となり、当社の発行済株式総数7,494,000株を分母とする希薄化率は19.88%となる見込みです。

本社債

また、当社は、本新株予約権の発行と同時にマッコーリー・バンク・リミテッドに対して、一定の前提条件の充足を条件として、以下に記載の概要にて発行価額総額2億5千万円の本社債を発行することを予定しています。当社と本社債の社債権者(以下「本社債権者」といいます。)の間で締結される予定の社債買取契約において、本社債権者は、本第3回新株予約権の行使による払込累計金額の範囲内において、本社債の元本の全部又は一部の期限前償還を求めることができるとされています。そのため、割当予定先が本第3回新株予約権を行使した場合、本社債の期限前償還を行う見込みであるため、本第3回新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、概ね本社債の償還に用いられる見込みです。本新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなる又は当初想定額を下回る可能性があります。しかしながら、本社債を発行することにより、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達がアップフロントで可能となり、当社の手元資金の流動性の厚みも増すことから、本新株予約権の発行と同時に本社債の発行を決議いたしました。

なお、当社普通株式の名古屋証券取引所における終値が、本第3回新株予約権の下限行使価額の110%相当額をいずれか任意の時点で5連続取引日間下回った場合には、本社債権者は本第3回新株予約権の行使をすることなく本社債の元本の全部又は一部の期限前償還を求めることができるとされており、この期限前償還があった場合、かかる償還に必要な資金に手元資金を充当する可能性があります。

（本社債の概要）

1. 名称	株式会社バルクホールディングス第1回無担保社債
2. 社債の総額	金250,000,000円
3. 各社債の金額	金6,250,000円
4. 払込期日	平成30年7月11日
5. 償還期日	平成31年7月10日
6. 利率	付さない。
7. 発行価額	額面100円につき金100円
8. 償還価額	額面100円につき金100円
9. 償還方法	<p>満期一括償還</p> <p>本社債権者は、各歴月の末日を期限前償還日として、遅くとも10日前までの通知をもって、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを当社に対して請求することができます。</p> <p>但し、請求可能額は次のいずれかに該当した場合を除き、本第3回新株予約権の行使による払込累計金額の範囲内に限ります。</p> <p>当社普通株式の名古屋証券取引所における終値が、本第3回新株予約権の下限行使価額の110%相当額をいずれか任意の時点で5連続取引日間下回った場合</p> <p>本第3回新株予約権の発行要項に定める本第3回新株予約権の取得事由が生じた場合</p> <p>いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの名古屋取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成30年6月25日（なお、同日は含まない。）に先立つ20連続取引日間の本株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高の25%を下回った場合</p> <p>名古屋証券取引所における当社普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合</p> <p>本買取契約が解除された場合</p>
10. 総額引受人	マコーリー・バンク・リミテッド
11. 発行の前提条件	本新株予約権の下限行使価額が、本新株予約権発行決議日前日の当社普通株式の名古屋証券取引所における終値の50%を超えないこと等

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

[本資金調達スキームの特徴]

<メリット>

対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される1,490,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15取引日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

不行使期間

本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、下記 の株式購入保証が適用される期間及び本社債が残存する期間を除き、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間(以下、「不行使期間」といいます。)を合計4回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。各不行使期間の間は少なくとも10取引日空けるものとします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。また、本買取契約により、当社取締役会の承認がない限り、行使により取得した当社普通株式について、発行済株式総数の1%を超えて一度の市場外取引で売却することはできません。

株式購入保証

本買取契約において、当社は、行使期間中、()当社が割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間を適用する日を指定すること、及び()ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は、少なくとも5取引日以上の間隔を空けることを条件として、1回又は複数回、株式購入保証期間の適用を指定することができます。株式購入保証期間において、割当予定先は、1回の株式購入保証期間で、当社に最低5億円(以下「行使保証金額」といいます。)を提供するため、その裁量で一回又は複数回に分けて本新株予約権の行使を行うこととされています。

これにより、当社の判断により機動的な資金調達を行うことが可能となります。

但し、()ある株式購入保証期間の初日において該当する行使保証金額分を下回る数の本新株予約権が残存する場合には、割当予定先は、その時点で未行使の本新株予約権を行使すれば足り、()ある株式購入保証期間中に、行使期間の末日、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の取得事由に定める取得日又は下記「 買取請求」に基づく取得を割当予定先が請求した日のいずれかの日(以下「早期終了日」といいます。)が到来する場合、割当予定先は早期終了日時点において該当する行使保証金額に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務も負わないものとされます。

「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日(以下で定義します。)から起算して30適格取引日の期間をいい、「適格取引日」とは、株式購入保証期間内で一定の条件を満たした取引日のことであり、一定の条件とは、以下の全ての事由が存在しない取引日のことをいいます(但し、第()号又は第()号の事由が存在する取引日であっても、割当予定先は、その裁量によりかかる取引日(関連する第()号又は第()号の事由が存在しなかった場合、適格取引日に該当していた取引日に限られます。)を適格取引日と判断することができます)。

- ()名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、対象となる本新株予約権が第3回本新株予約権の場合は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第2号で定義される下限行使価額、又は対象となる本新株予約権が第4回本新株予約権の場合はその行使価額(但し、当社取締役会の決議により、第4回本新株予約権の行使価額が修正されることとなった時より後は、後記「2 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容 新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第2号で定義される第4回本新株予約権の下限行使価額)に、1.1を乗じた額以下である場合
- ()名古屋証券取引所における当社の普通株式の普通取引の株価が、名古屋証券取引所が公表する、直前の取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から10%以上下落している場合
- ()当社普通株式の当該取引日の名古屋証券取引所における普通取引の売買代金が、8,000万円以下である場合
- ()当該取引日が上記「 不行使期間」に記載した不行使期間に該当する場合
- ()当該取引日より前に割当予定先が行使していたものの、当該行使により取得することとなる当社普通株式が当該行使が効力を生じた日から3取引日を超えて割当予定先に交付されていない、本新株予約権が存在する場合

() 割当予定先による行使が、制限超過行使(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況 (4) 株券等の保有方針」に記載する、単一歴月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における当社普通株式の上場株式数の10%を超える部分に係る行使に該当することを意味します。)に該当し、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、その後の改正を含む。)第11条第1項本文所定の制限に抵触する場合

() 本買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において誤りがある場合又は不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合

() 当社が本買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合

<デメリット>

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合や当社が行使価額を修正しない場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

買取請求

本買取契約には、1) いずれかの取引日において、名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して平成30年6月22日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%(463円)(但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)を下回った場合、2) いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの名古屋証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成30年6月25日(なお、同日は含まない。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの名古屋証券取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)の25%(219,178株)を下回った場合、3) 割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、4) 名古屋証券取引所における当社普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止されている場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日から起算して15取引日目の日(但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日)において、本第3回新株予約権1個当たり、本第3回新株予約権に係る発行価額と同額の金銭、本第4回新株予約権1個当たり、本第4回新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る本新株予約権については、当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されることはありません。本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、名古屋証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。また、本社債の未償還額が残存した場合、手元資金等を本社債の償還に充当しなければならなくなる可能性があります。また、本社債の未償還額が残存した場合、手元資金等を本社債の償還に充当しなければならなくなる可能性があります。

エクイティ性証券の発行の制限

本買取契約において、当社は、本契約締結日から、1)本新株予約権の行使期間の満了日、2)当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3)当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び4)本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日から6ヶ月後までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなります。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合(当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。)、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限られます。)を除きます。

[他の資金調達方法との比較]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下の通りです。

1) 公募増資、株主割当(ライツ・オファリング)

当社がの新規事業向けを含めた重点分野への先行投資を推進していることで収益が不安定であることや当社普通株式の取引状況が売買出来高の増減が大きく、継続して一定の流動性を確保できていない状況等を考えると一般公募や株主割当(ライツ・オファリング)による発行株式が市場で安定的に消化されるのは困難と思われるため、現実的でないと判断しました。

2) 第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主様の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。割当先が相当適度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレートガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主様の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、発行後いつでも、本新株予約権者に15取引日前に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。加えて、割当予定先から提案された資金調達方法においては、割当予定先が本新株予約権の発行と同時に本社債の引受を行うことにより、当社が資金調達を予定する金額の一部を本社債の発行代わり金としてアップフロントで調達することが可能となっております。そして、本社債には利息が付されておらず、ゼロクーポンで発行することとされており、当社は本社債が未償還である間の利息負担を回避できません。このような本新株予約権と本社債を組み合わせた仕組みにより、アップフロントで一部の資金調達を可能としつつも、社債による財務負担を一定程度抑制することができ、新株予約権の段階的な行使による本社債の償還の実現と、株価への即時の悪影響を緩和することが可能となります。以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行と本社債の発行によるアップフロントの資金調達を組み合わせることによる本資金調達は上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主様の利益にもかなうものと判断いたしました。なお、第三者割当による新株予約権付社債の発行についても本資金調達と類似の性質を有しておりますが、社債と新株予約権を分離することで、より柔軟な設計を行うことが可能となることから、本資金調達を選択いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容
当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する本買取契約には、上記「(注)1.(3)本資金調達の特徴」に記載した内容が含まれます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7. 本第3回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本第3回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本第3回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本第3回新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。

(2) 本第3回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本第3回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第3回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。

8. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

(1) 当社は、本第3回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

(2) 当社は、本第3回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に、当該本第3回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加記録を行うことによって株式を交付します。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本第3回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本第3回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	2,900個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	290,000円
発行価格	新株予約権1個につき100円(新株予約権の目的である株式1株当たり1円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年7月11日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社バルクホールディングス 東京都中央区日本橋馬喰町二丁目2番6号
払込期日	平成30年7月11日
割当日	平成30年7月11日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 浅草橋支店

(注) 1. 第4回新株予約権証券(以下「本第4回新株予約権」という。)の発行については、平成30年6月25日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、当社及びマッコーリー・バンク・リミテッド(以下、「割当予定先」といいます。)との間で本第4回新株予約権に係る買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。

4. 本第4回新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（２）【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質	<p>1. 本第4回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本第4回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式（別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義）290,000株（本第4回新株予約権1個あたりの目的である株式の数は（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義）は100株）で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本第4回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。「取引日」とは、名古屋証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、名古屋証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、欄外注記7に定める本第4回新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 行使価額は463円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。）（以下、「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5. 割当株式数の上限 290,000株（本有価証券届出書提出日現在の当社発行済普通株式総数7,494,000株に対する割合は、3.87%（小数第3位の端数を四捨五入した値））。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6. 本第4回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本第4回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 本第4回新株予約権の発行価額の総額290,000円に下限行使価額である463円で本第4回新株予約権が全部行使された場合の134,270,000円を合算した金額。</p> <p>7. 当社の請求による本第4回新株予約権の取得 本第4回新株予約権には、当社の決定により、本第4回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。）</p>
新株予約権の目的となる 株式の種類	株式会社パルクホールディングス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 本第4回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式290,000株（本第4回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本第4回新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本第4回新株予約権を有する者（以下、「本第4回新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額各本第4回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本第4回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、当初1,200円とする。但し、行使価額は本欄第3項及び第4項に定める修正及び調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、行使価額の修正条項の適用を決定することができ、それ以後、行使価額は本項に基づき修正される。当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本第4回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、本項(2)を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。</p> <p>(2) 行使価額は463円（但し、本欄第4項による調整を受ける。）（以下、「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本項(1)の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本第4回新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第4回新株予約権の行使請求をした本第4回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第4回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第4回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>348,290,000円</p> <p>(注) 全ての第4回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本第4回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第4回本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本第4回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本第4回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成30年7月12日から平成32年7月10日までの期間とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 浅草橋支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>本第4回新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本第4回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本第4回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本第4回新株予約権1個当たり100円の価額で、本第4回新株予約権者(当社を除く。)の保有する本第4回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本第4回新株予約権の発行要項(以下「本第4回新株予約権発行要項」という。)の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本第4回新株予約権者に対する本第4回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本第4回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は名古屋証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本第4回新株予約権1個当たり100円の価額で、本第4回新株予約権者(当社を除く。)の保有する本第4回新株予約権の全部を取得する。本第4回新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本第4回新株予約権者に対する本第4回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本第4回新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する本買取契約書において、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金調達をしようとする理由
上記「1 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等に対する注記
(1) 1. (1)乃至(3)」をご参照ください。
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容
当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する本買取契約には、上記「(注) 1. (3) 本資金調達の特徴」及び「1 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. (3) 本資金調達の特徴」に記載した内容が含まれます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本第4回新株予約権の行使請求及び払込の方法
- (1) 本第4回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本第4回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本第4回新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。
- (2) 本第4回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本第4回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第4回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生します。

8. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

(1) 当社は、本第4回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

(2) 当社は、本第4回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に、当該本第4回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加記録を行うことによって株式を交付します。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本第4回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本第4回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,471,490,000	54,099,000	1,417,391,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権の発行価額の総額(12,290,000円)に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,459,200,000円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
第3回新株予約権	12,000,000円	1,111,200,000円
第4回新株予約権	290,000円	348,000,000円
合計	12,290,000円	1,459,200,000円

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額の内訳は、ストームハーバー証券株式会社への財務アドバイザーフィー(44,144千円)、株式会社ブルータス・コンサルティングへの新株予約権公正価値算定費用(3,000千円)、登録免許税(5,240千円)、有価証券届出書作成費用その他(1,715千円)です。
- 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し、又は買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権発行による上記差引手取概算額1,417,391,000円については、本社債償還資金、子会社に対する出資及び融資、M&A及び資本・業務提携に関わる資金並びに人件費等の運転資金に充当する予定であり、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
() 本社債償還資金	250	平成30年7月から平成31年7月
(参考: 本社債の資金使途) 子会社に対する出資及び融資	250	平成30年7月から平成32年3月
() 子会社に対する出資及び融資	50	平成30年7月から平成32年3月
() M&A及び資本・業務提携に関わる資金	1,017	平成30年7月から平成32年3月
() 人件費等の運転資金	100	平成30年7月から平成32年3月

(注) 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。

() () 本社債償還資金及び子会社に対する出資及び融資

本社債は本社債権者である割当予定先により、本第3回新株予約権の行使による払込累計金額の範囲内において、当社に償還を請求することが可能となっており、割当予定先は本新株予約権の行使に概ね沿って本社債の償還請求を行う見込みとなっております。そのため、本社債の償還は、実質的に本新株予約権の行使により当社が調達した資金をもって行うこととなることから、本新株予約権の行使による調達資金は、本社債250百万円の償還に優先的に充当されます。

なお、当社は、本社債の発行により調達する250百万円に新株予約権の行使による調達額50百万円を加えた300百万円を、サイバージム社との共同事業会社として平成30年1月に米国に新設した当社子会社SCHに対して、追加出資として約165百万円、貸付金として約135百万円の資金支援を行う予定です。

SCHは、かかる資金をサイバーセキュリティトレーニングサービス等のサイバージム社との共同事業を提供することを目的として米国NY州に開設するコマースリアルリーナー一式の未払残額約141百万円(購入代金約556百万円のうち既支払額の約250百万円と納入元であるサイバージム社による現物出資分約165百万円を除いた金額)の支払いと、同社において事業基盤が確立され、安定的に収益を獲得できるようになるまでの運転資金及びその他設備資金に充当いたします。

なお、SCHによる上記コマースリアルリーナー一式の未払残額約141百万円の支払いは平成30年7月に予定されているため、本社債の発行によりアップフロントで確実に調達できる資金を追加出資としてこれに充当いたします。

また、S C Hが新設会社であることを考慮し、安定的な収益を獲得できるようになるまでの人件費、N Yコマースリアルリーナの保守等費用及び賃借料その他諸経費等の運転資金、並びにトレーニングサービスに係るハードウェア・ソフトウェア等の設備資金のために、本社債の発行により調達した約109百万円に本新株予約権の発行から調達した50百万円を加えた約159百万円を追加出資約24百万円及び貸付金約135百万円として充当いたします。

本共同事業の内容・進捗状況につきましては、当社が公表いたしました平成29年12月22日付「(開示事項の経過) CyberGym Control Ltd.との共同事業に関する独占的ライセンス契約締結等のお知らせ」及び平成30年6月25日付「(開示事項の経過) CyberGym Control Ltd.との共同事業及び追加ファイナンスの状況に関するお知らせ」をご参照ください。

コマースリアルリーナ

重要インフラストラクチャーの複数セクターを対象としてサイバーセキュリティトレーニングのフルパッケージサービスを提供する大型のトレーニング施設となります。コマースリアルリーナ内には、対象セクターに対応する模擬施設、ハードウェア及びソフトウェアなどが構築され、サイバーセキュリティのスペシャリストで構成される攻撃側のRED TEAMや防衛側をサポートするWHITE TEAMなどが配備されます。

() M & A 及び資本・業務提携に関わる資金・費用

上記「1 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等に対する注記(1) 1.(1) 募集の目的及び理由」に記載のとおり、事業機会を取り込み、当社グループの高い成長に結びつけるためには、M & A や資本・業務提携等を活用した最先端の情報、技術力及びノウハウの獲得並びに新規事業開発が不可欠と認識しております。

このような認識のもと、当社グループは、主にサイバーセキュリティ分野及びマーケティング分野におけるM & A 及び資本・業務提携資本提携先を積極的に模索しております。具体的には、サイバーセキュリティ分野において、サイバージム社との連携をベースとして付加価値の高いサイバーセキュリティソリューションを提供するための技術力・開発力、製品・サービス又は人材を有する企業、マーケティング分野において、マーケティングリサーチサービスやセールスプロモーションサービスの付加価値を高め、また、新サービスを展開することで事業収益を獲得するため、IoT、AI(人工知能)、ビッグデータ、アナリティクス又はデジタルマーケティングの技術を活用したマーケティング製品やサービス等を展開する企業がその主な対象となります。

当社グループといたしましては、上記のM & A 及び資本・業務提携に関わる資金・費用として、過去5年間の実績金額及び検討案件における金額が1件あたり数千円から数億円であったことを踏まえ、3件から8件程度の複数案件向けの資金・費用として1,017百万円を充当する予定です。

なお、現時点で検討中の特定の案件はありませんが、スピード感を持った取組みが不可欠であること、またM & A 等の案件が発生する時期が不確実であることに鑑み、必要なタイミングで資金を手当てできないことによる機会損失リスクを避けるため、今回の資金調達において先行して資金を確保する必要があると判断いたしました。

また、M & A 等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM & A 等の案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成約した段階で資金を充当する予定であり、現時点においては、代替用途は想定しておりません。その場合は、改めて当社で用途についての決議を行い、お知らせいたします。

() 人件費等の運転資金

高い成長による企業価値の向上を実現するため、上記()におけるM & A 等の取組みや新規事業を含めた当社グループ各事業の強力な推進が必須となります。そのため、重点戦略分野における事業拡大に向けたサイバーセキュリティに特化したエンジニアやデータサイエンティストの確保・育成、その他新規事業の開発・推進、既存事業の拡大、グループ会社の増加、グローバル展開等に対応し得る高度な専門知識や豊富な経験を有する優秀な人材の確保・育成が急務であるほか、新規事業開発のための人件費やマーケティング費用等の先行投資的な運転資金が必要となるため、これらの資金として100百万円を充当する予定です。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。上記手取金の使途に記載した費用の支出が本新株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、必要な本新株予約権の行使がなされ、行使に係る払込がなされた後に、当該行使に係る払込金を、順次かかる手許資金の補填又は借入金の返済に充当する予定です。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、手元資金又は金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定ですが、想定した資金が調達できない場合には、本新株予約権の行使により調達した資金は、上記表中に記載の通りの優先順位で順次充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先

a. 割当予定先の概要

名称	マッコリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
本店の所在地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	会長 P.H.ワーン (P.H.Warne) CEO M.J. リームスト (M.J.Reemst)
資本金	9,821百万豪ドル (801,983百万円 / 平成30年3月31日現在)
事業の内容	商業銀行
主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H.Pty Ltd, 100%

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は本届出書提出日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。その中で、平成30年4月下旬頃に、当社役員と以前から交流のあったストームハーバー証券株式会社（所在地：東京都港区赤坂一丁目12番・代表取締役社長：渡邊佳史）より資金調達スキームの提案を受け、検討を進めておりました。その後、当社は、ストームハーバー証券株式会社より割当予定先のあっせんを行うマッコリーキャピタル証券会社（所在地：東京都千代田区紀尾井町4番1号・代表者：ディヴィッド・ジョージ・シャート）及び割当予定先の紹介を受けました。ストームハーバー証券株式会社、マッコリーキャピタル証券会社及び割当予定先からの資金調達のストラクチャー・基本条件の提案、その後の面談の過程で設計されたスキームは、当社の資金調達ニーズを満たすものであり、また、当社の既存株主に配慮された内容であると判断いたしました。また、当社は、割当予定先のこれまでのグローバルな活動及び実績（平成22年8月から平成30年4月までの期間において日本国内の上場会社25社に対する投資実績を有しており、取得条項の発動による取得や株価が下限行使価額を下回った場合又は現在継続中の取引を除き、引き受けた新株予約権等の行使又は転換を完了することで資金提供を行ってきた実績を有しております。）や保有方針などを総合的に勘案し、その結果、本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切と判断いたしました。

(注) マッコリー・バンク・リミテッドに対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコリーキャピタル証券会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第3回新株予約権1,200,000株及び本第4回新株予約権290,000株であり、本新株予約権を合計した場合の総数は1,490,000株であります。

(4) 株券等の保有方針

当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が第三者割当て取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託に関する取決めはなく、割当予定先が、適宜判断の上、比較的短期間で市場売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。また、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本買取契約を締結する予定です。

また、本買取契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、当社取締役会の決定によりその行使価額が修正されることとなった場合、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第36条及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い第18、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使(以下、「制限超過行使」という。)を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本買取契約で締結する予定です。割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先の平成30年(2018年)度のアニュアルレポート(豪州の平成13年(2001年)会社法(英語:Corporation Act 2001)に基づく資料であり、平成30年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が9,730豪百万ドル(円換算額:794,552百万円)、参照為替レート:81.66円(三菱UFJ銀行平成30年3月30日時点仲値))を確認しており、本新株予約権の払込みに要する資金(約12百万円)及び本新株予約権の行使に要する資金(約1,459百万円)の財産の存在について確実なものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、マッコリー・ビーエイチ・ビーティ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ビーエイチ・ビーティ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコリー・グループは、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコリー・キャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒヤリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主が反社会勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本買取契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング（所在地：東京都千代田区霞が関3-2-5、代表取締役：野口真人）に算定を依頼しました。

当該算定機関は、本新株予約権の価値について、権利行使期間（2年間）、権利行使価額（第3回新株予約権926円、第4回新株予約権1,200円）、当社株式の平成30年6月22日の株価（926円）、株価変動率（ボラティリティ94.53%）、配当利回り（0%）及び無リスク利率（0.122%）を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、当社の取得条項（コール・オプション）については、評価に織り込まないこと、当社は資金調達のために第4回深化予約権に係る行使価額修正選択権を行使しその行使価額の修正を随時行うこと、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、一様に分散的な権利行使がされること、名古屋証券取引所における当社普通株式の終値が10取引日連続して下限行使価額を下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果は、本第3回新株予約権1個当たり1,000円（1株当たり10円）、本第4回新株予約権1個当たり100円（1株当たり1円）となりました。当社は、この算定結果を参考として、本第3回新株予約権の1個当たりの払込金額を金1,000円としました。また、本第3回新株予約権の行使価額は、当初、発行決議日の前取引日である平成30年6月22日の当社普通株式の終値と同額の926円としました。次に、本第4回新株予約権の1個当たりの払込金額を金100円としました。また、本第4回新株予約権の行使価額は、既存株主の持分の希薄化と行使による資金調達額を勘案し、当初、発行決議日の前取引日である平成30年6月22日の当社普通株式の終値の129.59%にあたる1,200円としました。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、本新株予約権の行使により当社グループの成長戦略に必要な資金を調達することが今後の当社の業績及び財務面において重要であることから、本新株予約権の行使を促進する必要があること、最近の他社の同様のスキームにおけるディスカウント率、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、修正日の前取引日の当社普通株式の終値の10%としました。

当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であると考えており、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、名古屋証券取引所における当社普通株式の終値は、平成30年4月半ば頃までは200円～300円台で推移したのち、同年4月後半から急騰しはじめ、同年6月半ば頃からは900円～1,800円台で大きく変動する状況が続いております。当社といたしましては、このような当社株式の株価の状況については、当社が公表しているサイバージム社との共同事業を中心とした当社の新経営体制による成長戦略に向けた取組みに対する投資家の皆様の期待感や当社が所属するセントレックス市場全体の株価の上昇に基づくものと分析しており、今回の資金調達により現在の取組みを軌道に乗せ、さらにサービスの拡充を図ることで、既存株主の期待に応えることができると考えております。一方、これらの取組みの実現・効果は短期には業績に表れないもので、成果を拡大させるためには本新株予約権による資金調達が進むことが必要となります。こういった状況を勘案し、本新株予約権の当初行使価額の設定、修正条項等の行使条件についても合理性があると判断いたしました。

さらに、当社監査役3名全員（うち会社法上の社外監査役3名）から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第3回新株予約権1,200,000株及び本第4回新株予約権290,000株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は1,490,000株（議決権数14,900個）であります。さらに、平成30年3月31日現在の当社発行済株式総数7,494,000株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数74,937個）を分母とする希薄化率は19.88%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は19.88%。小数第3位四捨五入）の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式数1,490,000株に対し、平成30年6月22日から起算した、当社過去6ヶ月間における1日あたりの平均売買出来高は367,773株、過去3ヶ月間における1日あたりの平均出来高は533,600株及び過去1ヶ月間における1株あたりの平均出来高は781,691株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大化になった場合、1日あたりの売却数量は6,082株となり、上

記過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高の1.65%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

また、当社は、本買取契約において、株式購入保証期間の対象となっていない各歴週での名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買出来高の25%を超える水準で、割当予定先が当社株式を売却できないことを、該当する歴週の直前の金曜日(又は同日が取引日でない場合は、その直前の取引日)までに請求することができます。

今回の新株予約権の募集による資金調達を成功させ、前述の資金使途に充当することで、サイバージム社との共同事業を軌道にのせ、M&Aや人材の獲得により当該事業及び周辺サービスの収益化を図り、マーケティング事業での事業機会を取り込み新たな収益源を獲得することで、収益力の向上を図ることが可能となります。従いまして、当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

なお、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されることによる発行総額と本新株予約権の払込金額の総額は1,471百万円となり、当社の平成30年3月末現在の連結総資産962百万円を上回る規模の資金調達となります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
マッコーリー・バンク・リミ テッド	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia	-	-	1,490,000	16.59%
村松 澄夫	千葉県流山市	1,210,000	16.15%	1,210,000	13.47%
西澤管財株式会社	東京都中央区銀座4丁目9番8 号	1,000,000	13.34%	1,000,000	11.13%
株式会社M Hcapital	東京都港区海岸1丁目2番20号	992,000	13.24%	992,000	11.04%
JPcapital株式会社	東京都港区赤坂9丁目5番26号	900,000	12.01%	900,000	10.02%
西岡 将基	東京都荒川区	240,000	3.20%	240,000	2.67%
株式会社DAWN CAPITAL	東京都港区海岸1丁目1番1号	120,200	1.60%	120,200	1.34%
中辻 哲朗	京都府京都市	100,000	1.33%	100,000	1.11%
有限会社アート緑化	埼玉県飯能市中居134-1	74,900	1.00%	74,900	0.83%
細羽 強	広島県福山市	70,000	0.93%	70,000	0.78%
計		4,707,100	62.81%	6,197,100	68.98%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、平成30年3月31日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 割当予定先の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第23期）及び四半期報告書（第24期第3四半期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年6月25日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成30年6月25日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 設備計画の変更について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第23期）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成30年6月25日）現在、下表のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
Strategic Cyber Holdings LLC	NYコマー シャルア リーナ （米国 ニューヨ ーク州）	コンサル ティング事 業	ライセンス、サイ バーセキュリ ティトレーニング 設備一式	556百万円	250百万円	増資資金及 び自己資金	平成30年 1月	平成30年 7月	-

(注) 1 上記金額には消費税は含まれておりません。

2 投資予定金額の総額は、予算上の為替レート（1米ドル=110.00円）で算出しております。また、為替の変動等により、今後の投資予定金額の総額に大幅な変更もあり得ます。また、総額556百万円のうち、165百万円につきましては、設備の納入元から現物出資を受ける予定です。

3 完成後の増加能力は、算出が困難なため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第23期有価証券報告書の提出日（平成29年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成30年6月25日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成29年6月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成29年6月29日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役6名選任の件

取締役として、大竹雅治、五十嵐雅人、野口基宏及び石原紀彦を、社外取締役として西澤岳志及び平山剛を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
議案					
大竹 雅治	49,859	544	-	（注）	可決 98.9
五十嵐 雅人	49,862	541	-	（注）	可決 98.9
野口 基宏	49,862	541	-	（注）	可決 98.9
石原 紀彦	49,856	547	-	（注）	可決 98.9
西澤 岳志	49,862	541	-	（注）	可決 98.9
平山 剛	49,862	541	-	（注）	可決 98.9

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成29年9月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年9月28日及び平成29年9月29日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し、有償ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 銘柄

株式会社バルクホールディングス 第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

(2) 発行数

8,992個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式899,200株とし、下記(5)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は100円とする。当該金額は、平成29年9月29日の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値、株価変動性、配当利回り、無リスク利子率、行使条件等の要素を考慮して第三者評価機関である株式会社ブルー・コンサルティングが、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(4) 発行価額の総額

270,659,200円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割（無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金300円とする。

なお、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式総数}}{\text{分割後発行済普通株式総数}}$$

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式総数}}{\text{併合後発行済普通株式総数}}$$

上記に掲げた事由によるほか、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を四捨五入する。

(7) 新株予約権の行使期間

平成31年 7 月 1 日から平成35年 6 月30日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、平成31年 3 月期から平成33年 3 月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、経常利益が以下に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該ために掲げる割合（以下「行使可能割合」という。）を限度として、当該条件を最初に満たした事業年度に係る有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から本新株予約権を行使することができる。

() 1 億円を超過した場合：行使可能割合 33.3%

() 2 億円を超過した場合：行使可能割合 66.6%

() 3 億円を超過した場合：行使可能割合 100%

なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

上記の条件に加えて、本新株予約権者は、行使日の前日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値（但し、行使日の前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が300円（但し、上記(6)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）以上の場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者()の場合においてはその相続人)は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

- () 本新株予約権者が当社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合
- () 本新株予約権者が死亡した場合
- () 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立てを受け、又は自らこれを申し立てた場合
- () 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合
- () 本新株予約権者が、当該者に適用される当社の就業規則その他の社内規程等に違反したと取締役会が判断した場合
- () 本新株予約権者に不正行為又は職務上の義務違反若しくは懈怠があった場合
- () 当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨申し出た場合
- () 本新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社及び本新株予約権者間で締結する新株予約権総数引受契約の定めにより本新株予約権者が違反した場合

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 1名 8,992個(899,200株)

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する

会社の取締役、会計参与、執行役、監査役である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
該当事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権総数引受契約に定めるところによるものとする。

(14) 募集新株予約権を割り当てる日

平成29年10月16日

(15) 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年10月16日

(平成29年12月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年12月14日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
石原 紀彦 (昭和52年5月4日生)	代表取締役社長	取締役	平成30年1月1日	-株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
大竹 雅治 (昭和33年12月25日生)	-	代表取締役社長	平成29年12月31日	19,600株

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴	
石原 紀彦	平成13年4月	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社入社
	平成16年8月	ゴールドマン・サックス証券株式会社入社
	平成21年2月	日本コアパートナー株式会社取締役副社長
	平成23年1月	株式会社アトミックスメディア取締役
	平成23年3月	サンインベストメント合同会社設立 代表社員（現任）
	平成25年9月	みやこキャピタル株式会社取締役（現任）
	平成26年4月	サンインベストメント株式会社設立 代表取締役（現任）
	平成26年6月	株式会社アトミックスメディア代表取締役
	平成29年3月	株式会社アトミックスメディア取締役（現任）
	平成29年6月	当社取締役（現任）
平成30年1月	当社代表取締役社長（就任予定）	

(平成30年6月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年6月29日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は、平成29年6月29日以降に遅滞なく提出すべきでありましたが、本日まで未提出となっておりますので、今般提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
大竹 雅治 (昭和33年12月25日生)	代表取締役社長	取締役	平成29年6月29日	15,200株

所有株式数については、平成29年6月29日現在の株式数を記載しています。

代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
松本 清資 (昭和32年10月6日生)	-	代表取締役社長	平成29年6月29日	1,300株

所有株式数については、平成29年6月29日現在の株式数を記載しています。

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴	
大竹 雅治	昭和52年 4月	株式会社ヴィオ入社
	平成 2年 5月	同社専務取締役
	平成 7年11月	同社代表取締役社長
	平成21年 5月	同社取締役
	平成22年 3月	同社代表取締役社長(現任)
	平成23年 6月	当社取締役
	平成24年 6月	当社代表取締役
	平成24年 6月	株式会社バルク取締役
	平成25年 4月	株式会社マーケティング・システム・サービス取締役(現任)
	平成26年10月	株式会社バルク代表取締役社長(現任)
	平成28年 6月	当社取締役
	平成29年 6月	当社代表取締役社長(就任)

(平成30年 6月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成30年 1月16日開催の当社取締役会において、当社の特定子会社である株式会社ヴィオの株式について、当社保有分の全ての譲渡を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は、平成30年 1月16日以降に遅滞なく提出すべきでありましたが、本日まで未提出となっておりますので、今般提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社ヴィオ
住所 : 東京都中央区日本橋馬喰町二丁目 2番 6号
代表者の氏名 : 代表取締役社長 大竹 雅治
資本金 : 10,050千円(平成30年 1月16日現在)
事業の内容 : IT事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前 : 102個(うち間接所有分 - 個)
異動後 : - 個
総株主等の議決権に対する割合
異動前 : 49.28%(うち間接所有分 - %)
異動後 : - %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社の特定子会社である株式会社ヴィオの株式について、当社保有分の全てを譲渡することにより、同社が当社の子会社ではなくなるためであります。

異動の年月日 : 平成30年 1月16日

3 . 最近の業績の概要について

平成30年 5月14日開催の取締役会において決議され、同日に公表された第24期連結会計年度(自平成29年 4月 1日 至平成30年 3月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していませんので、監査報告書は受領していません。

第24期連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)の業績の概要
連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	570,466	409,647
受取手形及び売掛金	114,632	147,265
商品及び製品	68	47
仕掛品	1,624	2,164
原材料及び貯蔵品	271	387
繰延税金資産	1,271	10,506
営業外受取手形	112,490	-
その他	7,164	16,483
貸倒引当金	1,633	75
流動資産合計	806,357	586,425
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	558	558
減価償却累計額	65	102
建物及び構築物(純額)	492	455
車両運搬具	6,218	6,218
減価償却累計額	5,195	5,536
車両運搬具(純額)	1,023	682
リース資産	3,190	3,190
減価償却累計額	1,807	2,446
リース資産(純額)	1,382	744
工具、器具及び備品	13,690	12,148
減価償却累計額	7,065	5,421
工具、器具及び備品(純額)	6,624	6,726
有形固定資産合計	9,523	8,608
無形固定資産		
のれん	52,207	47,461
ソフトウェア	11,751	16,418
電話加入権	10	10
無形固定資産合計	63,969	63,890
投資その他の資産		
関係会社株式	-	167,960
投資有価証券	-	106,239
敷金及び保証金	19,206	18,526
繰延税金資産	579	-
保険積立金	10,248	10,291
その他	6,647	6,003
貸倒引当金	5,670	5,670
投資その他の資産合計	31,011	303,352
固定資産合計	104,503	375,851
資産合計	910,860	962,277

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	55,743	59,073
短期借入金	-	50,000
未払金	13,201	15,474
未払費用	13,416	7,549
リース債務	704	724
未払法人税等	3,116	580
賞与引当金	2,950	19,510
ポイント引当金	17,504	10,871
前受金	18,502	26,469
その他	30,138	11,952
流動負債合計	155,277	202,206
固定負債		
リース債務	847	122
繰延税金負債	-	108
役員退職慰労引当金	15,750	15,750
退職給付に係る負債	25,643	29,768
その他	452	65
固定負債合計	42,692	45,815
負債合計	197,970	248,021
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	511,374	511,374
利益剰余金	67,063	109,972
株主資本合計	678,437	721,346
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	7,989
その他の包括利益累計額合計	-	7,989
新株予約権	-	899
非支配株主持分	34,453	-
純資産合計	712,890	714,255
負債純資産合計	910,860	962,277

連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
売上高	1,712,841	1,008,551
売上原価	1,206,765	603,125
売上総利益	506,076	405,426
販売費及び一般管理費	481,040	390,387
営業利益	25,035	15,038
営業外収益		
受取利息	619	578
受取配当金	2	-
助成金収入	600	2,112
持分法による投資利益	2,400	2,200
その他	605	159
営業外収益合計	4,227	5,050
営業外費用		
支払利息	4,810	64
リース解約損	-	69
その他	1,276	19
営業外費用合計	6,087	153
経常利益	23,176	19,935
特別利益		
関係会社株式売却益	-	22,684
固定資産売却益	-	13
特別利益合計	-	22,698
特別損失		
関係会社株式売却損	4,801	-
固定資産売却損	-	75
特別損失合計	4,801	75
税金等調整前当期純利益	18,375	42,558
法人税、住民税及び事業税	6,179	1,085
法人税等調整額	957	8,546
法人税等合計	7,136	7,461
当期純利益	11,238	50,019
非支配株主に帰属する当期純利益	4,514	7,110
親会社株主に帰属する当期純利益	6,723	42,909

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
当期純利益	11,238	50,019
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	7,989
その他の包括利益合計	-	7,989
包括利益	11,238	42,029
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,723	34,919
非支配株主に係る包括利益	4,514	7,110

連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	100,000	511,374	60,339	671,713	29,938	701,652
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,723	6,723		6,723
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					4,514	4,514
当期変動額合計	-	-	6,723	6,723	4,514	11,238
当期末残高	100,000	511,374	67,063	678,437	34,453	712,890

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	511,374	67,063	678,437
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			42,909	42,909
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	42,909	42,909
当期末残高	100,000	511,374	109,972	721,346

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	その他の包括利益累 計額合計			
当期首残高	-	-	-	34,453	712,890
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					42,909
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,989	7,989	899	34,453	41,544
当期変動額合計	7,989	7,989	899	34,453	1,365
当期末残高	7,989	7,989	899	-	714,255

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	18,375	42,558
減価償却費	11,483	11,010
のれん償却額	13,645	4,746
貸倒引当金の増減額(は減少)	197	1,442
ポイント引当金の増減額(は減少)	3,837	6,632
賞与引当金の増減額(は減少)	1,170	16,560
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	3,007	4,125
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	1,299	-
受取利息及び受取配当金	622	578
支払利息	4,810	64
関係会社株式売却損益(は益)	4,801	22,684
売上債権の増減額(は増加)	76,719	51,051
たな卸資産の増減額(は増加)	91,371	4,657
未収入金の増減額(は増加)	802	383
仕入債務の増減額(は減少)	12,346	4,061
前受金の増減額(は減少)	21,766	7,966
未払消費税等の増減額(は減少)	25,958	39
未払費用の増減額(は減少)	1,650	5,783
その他	3,264	19,734
小計	32,552	10,326
利息及び配当金の受取額	622	578
利息の支払額	5,169	64
法人税等の支払額	8,441	5,703
営業活動によるキャッシュ・フロー	45,541	15,516
投資活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	167,960
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	12,266
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	14,258	112,490
投資有価証券の取得による支出	-	114,229
有形固定資産の取得による支出	7,554	5,097
無形固定資産の取得による支出	8,060	8,375
保険積立金の積立による支出	43	43
保険積立金の解約による収入	645	-
その他	113	36
投資活動によるキャッシュ・フロー	867	195,448
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	9,159	50,000
長期借入れによる収入	150,000	-
長期借入金の返済による支出	38,662	-
社債の償還による支出	15,000	-
その他	1,199	145
財務活動によるキャッシュ・フロー	85,979	50,145
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	39,570	160,819
現金及び現金同等物の期首残高	530,896	570,466
現金及び現金同等物の期末残高	570,466	409,647

連結財務諸表に関する注記事項
(継続企業の前提に関する注記)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法等

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的な検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、各事業別に包括的な戦略を立案して事業活動を展開しております。従って、当連結会計年度におきましては、「コンサルティング事業」、「マーケティング事業」及び「IT事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの内容

「コンサルティング事業」では、情報セキュリティコンサルティングサービスなどを提供しております。

「マーケティング事業」では、マーケティングリサーチサービス及びセールスプロモーションサービスなどを提供しております。

「IT事業」では、ITソリューションサービスなどを提供しております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

経営資源の選択と集中により、前連結会計年度において「住宅関連事業」を営んでいた株式会社ハウspanクインターナショナルの全株式を売却したことから、当連結会計年度より同報告セグメントを廃止しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)	連結財務諸 表計上額
	コンサル ティング事 業	マーケティ ング事業	I T事業	住宅関連事 業			
売上高							
外部顧客への売上高	203,939	750,617	124,679	633,244	1,712,481	360	1,712,841
セグメント間の内部売 上高又は振替高	320	50	12,070	-	12,440	12,440	-
計	204,259	750,667	136,750	633,244	1,724,922	12,080	1,712,841
セグメント利益又は損失 ()	48,253	81,153	17,779	8,017	139,168	114,132	25,035
セグメント資産	22,606	286,162	84,004	-	392,772	518,088	910,860
その他の項目							
減価償却費	2,565	3,813	1,198	2,365	9,942	1,540	11,483
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2,630	7,516	3,229	-	13,375	2,098	15,474

(注) 1 外部顧客への売上高の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない外部顧客への売上高であります。

2 セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント資産の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産であります。

4 減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

5 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

6 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	コンサルティ ング事業	マーケティ ング事業	I T事業			
売上高						
外部顧客への売上高	242,759	669,217	96,020	1,007,998	553	1,008,551
セグメント間の内部売 上高又は振替高	190	100	13,869	14,159	14,159	-
計	242,949	669,317	109,890	1,022,158	13,606	1,008,551
セグメント利益	66,998	78,135	17,206	162,340	147,301	15,038
セグメント資産	25,447	309,893	-	335,340	626,936	962,277
その他の項目						
減価償却費	3,491	4,628	1,189	9,309	1,679	10,989
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	5,187	1,898	-	7,086	2,290	9,377

(注) 1 外部顧客への売上高の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない外部顧客への売上高であります。

2 セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント資産の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない全社資産であります。

4 減価償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

5 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

6 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。

[関連情報]

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社マルエツ	280,687	マーケティング事業
株式会社S & Gハウジング (旧商号:株式会社瀬戸口ハウジング)	316,811	住宅関連事業

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社マルエツ	220,130	マーケティング事業

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額	連結財務諸表計上額
	コンサル ティング事 業	マーケティ ング事業	I T事業	住宅関連事 業	合計		
当期償却額	-	4,746	-	8,899	13,645	-	13,645
当期末残高	-	52,207	-	-	52,207	-	52,207

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表計上額
	コンサルティ ング事業	マーケティ ング事業	I T事業	合計		
当期償却額	-	4,746	-	4,746	-	4,746
当期末残高	-	47,461	-	47,461	-	47,461

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	90円53銭	95円19銭

項目	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益金額	0円90銭	5円73銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	6,723	42,909
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	6,723	42,909
期中平均株式数(株)	7,494,000	7,494,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益金額の算定に含め なかった潜在株式の概要	-	2017年9月29日開催の取締役会決議 による第2回新株予約権 新株予約権の数 8,992個 (普通株式 899,200株)

(注) 1 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 至	平成28年4月1日 平成29年3月31日	平成29年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 至	平成29年10月1日 平成29年12月31日	平成30年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月30日

株式会社 バルクホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関本 享

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 優

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルクホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルクホールディングス及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社バルクホールディングスの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社バルクホールディングスが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月30日

株式会社 バルクホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 関本 享
業務執行社員

指定社員 公認会計士 毛利 優
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルクホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルクホールディングスの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年5月30日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社バルクに対する貸付金の一部である241,000千円について、債権放棄を行うことを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月14日

株式会社バルクホールディングス
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 関 本 享 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 毛 利 優 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルクホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バルクホールディングス及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年1月16日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ヴィオの会社保有株式のすべてを譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結のうえ、株式譲渡を完了した旨の記載がある。また、平成30年1月31日開催の取締役会において、CyberGym Control Ltd.との共同事業会社として、米国に子会社を設立することを決議し、同日付で当該子会社を設立した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。